

JT-60SA 増強作業の管理業務に係る
労働者派遣契約 (2)

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究所

先進プラズマ研究部 先進プラズマ計画調整グループ

1. 件名

JT-60SA 増強作業の管理業務に係る労働者派遣契約 (2)

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、JT-60 施設の整備・改修を推進している。

本仕様書は、JT-60 施設の整備・改修作業における管理業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

(1) 作業の立会い業務

JT-60 施設の整備や改修に係る作業の監視・立会業務を行うこと。

(2) 放射線管理業務

JT-60 施設の整備・改修作業に付随する搬出・搬入物品に係る放射線管理業務を行うこと。

(3) 作業安全に係る会合への参加

JT-60 施設の作業、工程、安全に係る会合に参加し、上記(1)～(2)に示す作業を安全かつ円滑に実施すること。なお、参加対象となる会合は契約締結後、QST 担当者との協議の上決定する。

(4) 業務に係る書類作成等

上記(1)～(3)に示す業務と密に関わる付随業務として、上記(1)～(3)で実施した業務に係る記録や関連する書類や図面等の作成・整理・保管等を行うこと。

(5) その他上記の付随的業務

上記業務に関連する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。また、先進プラズマ計画調整グループが実施する計画調整業務に付随したもの。

4. 必要な要件

(1) 放射線管理に係る業務に1年以上従事した経験を有すること。

(2) 放射線作業従事者として作業を行う事が可能なこと。

(3) 業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word 及び MS-Excel）を用いて文書を作成する事が可能なこと。

(4) 日本語によるコミュニケーション及び文章理解・作成が可能なこと（日本語を母国語としない場合は日本語能力試験 N2 相当以上）。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究部 先進プラズマ計画調整グループ
住所：茨城県那珂市向山 801-1
電話：029-279-2896

7. 組織単位

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究部 先進プラズマ計画調整グループ
管理部 保安管理課（併任）

8. 指揮命令者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
先進プラズマ研究部 先進プラズマ計画調整グループリーダー

9. 派遣期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）、その他QSTが指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日勤務する。

ただし、月2, 3日程度、勤務を命じない場合がある。勤務日及び就業時間については前月までに派遣元に通知する。

ただし、QSTの業務の都合により、休日労働を行わせることがある。なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9:00～17:30（休憩時間60分を含む）

(2) 休憩時間 12:00～13:00

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則において以下の時間帯での出勤が可能であること。

i) 1:00～9:30（うち5:00～6:00は休憩時間とする）

ii) 17:00～1:30（うち21:00～22:00は休憩時間とする）

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

なお、上記iiから通常勤務時間帯及び、通常勤務時間帯から上記iの時間帯における連続勤務は命じないこととする。

12. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST と協議のうえ必要な処置を講じること。)

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60 歳以上の者いずれにも限定しない」

15. 服务等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

16. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ～ (4) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課) へ各 1 部、(5) については契約担当課へ速やかに提出すること。

- (1) 派遣元の時間外休日勤務協定書 (写) (契約後)
- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類 (契約後及び変更の都度速やかに)
- (5) その他契約上必要となる書類

※上記 (1) の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記 (3) の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと (派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨 (60 歳以上の場合はその旨)、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。) また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記 (4) の書類は、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることを証する被保険者証等の写しとし、書類の写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする (届出日付又は取得日付以外

の不要な個人情報(は黒塗り)とすること)。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST が所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外(海外含む。)での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQST の規程等を遵守し、安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかをQST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育(就業後QST が実施すべき科目を除く。)を受講させること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様書に定める提出書類(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上